

記入要領

共済貯金解約届書

次のと

宮崎県市

組合員証の記号は所属所番号、番号は共済組合で管理している職員番号です。

約します。

届出日 年 月 日

貯金の諸手続きをする場合は、必ず所属所の受付印が必要です。
共済事務担当課に提出してください。
(任意継続組合員を除く)

預 金 者	所属所名		
	組合員証	右詰めで記入	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	組合員氏名		届出印 (注1)
解 約 内 容	最終積立	年 月分まで	
	解約事由	<input type="checkbox"/> 退職 (退職年月日又は退職予定年月日 → 年 月 日) <input type="checkbox"/> 任意継続組合員脱退 <input type="checkbox"/> 死亡脱退 (死亡日 → 年 月 日) (注2) <input type="checkbox"/> その他	

自筆にて記入ください。

該当する事由に
✓をいれてください。

届出印を押印してください。

(注1) 届出印を使用してください。届出印を押印できない場合は「共済貯金変更申込書」により改印の手続きが必要です。ただし、死亡の場合は届出印は不要です。

払 込 先	受取人口座	金融機関	銀行 労働金庫 農協 信金	支店	
		金融機関コード	<input type="text"/>	支店コード	<input type="text"/>
		口座番号	<input type="text"/>	普通預金 (総合口座)	
		(フリガナ)	[<input type="text"/>]		
	口座名義人				

払込口座をご記入ください。

共済組合使用欄	
処	
理	

(注2) 死亡により遺族が払戻しを受ける場合は、下欄にも記入してください。なお、払戻請求は民法第5編第2章相続人の規定に定められた相続人の順位となります。

死亡退職の場合に記入	受取人氏名		印	組合員との関係
	遺族厚生(共済)年金の請求手続き	<input type="checkbox"/> 請求済み	<input type="checkbox"/> 未請求 (注3)	<input type="checkbox"/> 受給権がない (注3)

遺族の方が請求される場合にご記入ください。

(注3) 遺族厚生(共済)年金が「未請求」または「受給権がない」場合は、相続人の順位を確認できる証明書類(戸籍謄本等)を添付してください。また、受取人に同順位者がいる場合は受取人を代表者とすることを証明する「同意書」も提出してください。